

【所管事務の調査（報告）】

川崎未来エナジー株式会社の経営改善及び連携・活用に関する方針（案）等について

- 資料1 川崎未来エナジー株式会社の経営改善及び連携・活用に関する方針（案）概要説明資料
- 資料2 川崎未来エナジー株式会社の経営改善及び連携・活用に関する方針（案）
- 資料3 川崎市と川崎未来エナジー株式会社における政策連携と利益活用等に関する協定の締結

- 参考資料1 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について
- 参考資料2 川崎市と川崎未来エナジー株式会社における政策連携と利益活用等に関する協定書

環 境 局

— 目 次 —

- 1 これまでの取組経過と今後の予定
- 2 経営改善及び連携・活用に関する方針
- 3 経営改善及び連携・活用に関する指標
 - (1)本市施策推進に向けた事業計画
 - (2)経営健全化に向けた事業計画
 - (3)業務・組織に関する計画
- 4 財務見通し
- 5 川崎市行財政改革推進委員会からの主な意見

1 これまでの取組経過と今後の予定

- 令和2年
 - ・ 廃棄物発電有効活用方策の検討（サウンディング型市場調査（10月））
 - ・ 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の策定（11月）
- 令和3年
 - ・ 廃棄物発電有効活用方策の検討（サウンディング型市場調査（6月））
（有識者からの意見聴取（7月・10月））
- 令和4年
 - ・ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の改定（3月）
 - ・ 市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画の策定（3月）
 - ・ 「川崎市民間活用推進委員会 地域エネルギー会社設立に関する事業者選定部会」における交渉権者の選定（4月・8月・12月）
 - ・ 交渉権者の公表（12月）
- 令和5年
 - ・ 基本協定の締結（2月）
 - ・ 合弁契約の締結（8月）
 - ・ 川崎未来エナジー株式会社の設立（10月）
- 令和6年
 - ・ 川崎未来エナジー株式会社との協定締結（1月）
 - ・ 経営改善及び連携・活用に関する方針の策定（3月）
 - ・ 川崎未来エナジー株式会社の事業開始（4月）

2 経営改善及び連携・活用に関する方針

● 「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

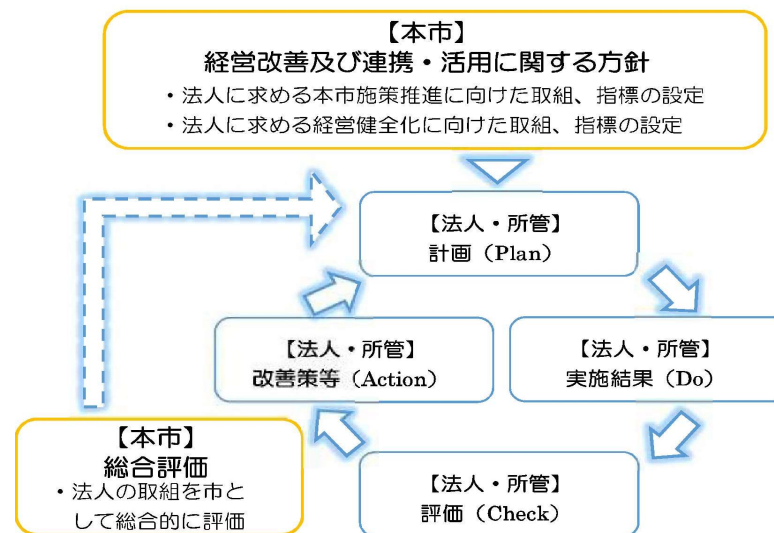
主要出資法人等の経営改善及び連携・活用については、川崎市行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

● 「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- 本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」(以下方針)を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- 毎年度、方針に沿った法人の計画(Plan)の取組状況(Do)を本市及び各法人が点検・評価(Check)するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等(Action)を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

【PDCAサイクル】



2 経営改善及び連携・活用に関する方針

<法人の概要>

(1) 法人の事業概要

市域の再生可能エネルギー（再エネ）等利用拡大のため、以下の3つの主な事業のほか、環境教育・環境意識の醸成やその普及促進等に取り組んでいきます。

- ①再エネ電力供給（小売電気事業）
- ②電源開発
- ③エネルギーマネジメント

(2) 法人の設立目的

令和5(2023)年度の橘処理センター完成に伴い、市の廃棄物発電量が大幅に増加することを契機とし、市域での再エネの利用拡大や地産地消をより一層推進します。

(3) 法人のミッション

市域の温室効果ガス排出削減に資するため、再エネ電力を調達し、供給することや、今後、電源開発やエネルギーマネジメントなどの事業を展開することで、市域への再エネ普及や地産地消を推進するとともに、電力・エネルギーを取り巻く環境に柔軟に対応するため、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を果たします。

2 経営改善及び連携・活用に関する方針

＜本市施策における法人の役割＞

令和4(2022)年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画(温対基本計画)」において、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市域全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度比で50%削減する等の目標を設定しています。

脱炭素社会の実現には、温室効果ガスを排出しない再エネの利用拡大を図ることが不可欠であり、市が保有する処理センターで発電される廃棄物発電は、市域で活用できる貴重な再エネ電源であることから、令和6(2024)年度からの橋処理センターの本格稼働に伴い、市域での再エネの普及拡大や地産地消をより一層推進するものです。

●法人の取組と関連する市の計画

市総合計画上関連する政策等 : 政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる
施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進

関連する市の分野別計画 : ・川崎市地球温暖化対策推進基本計画
・市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画

2 経営改善及び連携・活用に関する方針

<現状と課題>

(1) 現状

- ・ 廃棄物発電は、現在、一般競争入札により小売電気事業者へ売却しており、廃棄物発電の電力としての価値や環境価値の大半が市外に流出しています。
- ・ 脱炭素化に向けては、市域の再エネを最大限活用する必要がありますが、市域の電力需要の全てを域内だけで賄うことができないことから、市の廃棄物発電を含め市域内外の再エネを調達し、市域へ供給する仕組みが必要です。
- ・ 電力会社として、安定した電力需給が持続可能な事業運営へ大きく寄与することから、昨今の電力市場価格の動向等を鑑み、市場価格の変動リスクに対応するため、市場からの電力調達を極力少なくすることが重要となります。
- ・ 令和4(2022)年3月に策定した「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画(廃棄物発電有効活用計画)」に基づき、学識経験者等で構成される選定部会において選定された民間事業者と共同して会社を設立し、令和6(2024)年4月の事業開始に向けて取組を進めています。

2 経営改善及び連携・活用に関する方針

<現状と課題>

(2) 課題

- ・ 温対基本計画で掲げる再エネの利用拡大を実現するため、地域エネルギー会社を活用して地域エネルギープラットフォームを構築し、市域内外における再エネポテンシャルの活用や市域の多様な主体と連携した再エネの利用促進のほか、電源開発やエネルギーマネジメントの積極的活用に向けた取組を推進していく必要があります。
- ・ 持続可能な事業運営に向け、事業リスクへの対応を図りながら、安定した売上や利益を確保するとともに、会社の収益を経営基盤に影響を及ぼさない範囲内において、温対基本計画等の趣旨を踏まえ、市域の脱炭素化等に資する取組に活用するため、適正な価格で電力調達・供給を行う必要があります。

2 経営改善及び連携・活用に関する方針

<取組の方向性>

(1) 経営改善項目

- ・ 電力市場や制度の動向を注視しながら、持続可能な事業運営に向け、市場からの電力調達を極力少なくするなど、事業リスクへの対応を図りながら、適正な価格で電力調達・供給を行います。
- ・ 健全性・透明性を重視した経営体制とするとともに、市などと連携して効率的な事業運営を目指します。

(2) 連携・活用項目

- ・ 2050年の脱炭素社会の実現に向けて、温対基本計画や廃棄物発電有効活用計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量の大幅削減に寄与するため、電力小売事業のほか、今後の電源開発やエネルギーマネジメント等の事業展開に向けた準備を進めるとともに、地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を果たすことで、市域への再生電力の普及拡大や地産地消のより一層の推進に取り組みます。

3 経営改善及び連携・活用に関する指標

(1) 本市施策推進に向けた事業計画

事業名	指標	現状値	目標値					単位
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
地域エネルギー事業	市域への再エネ電力供給量	—	—	—	115	127	GWh	
	プロジェクト組成数	—	—	—	1	2	件	

<行動計画>

- 安定した事業運営に向け、公共施設を中心としつつ、民間施設への供給も順次推進するなど、電力調達に見合った電力供給先の確保に努めるとともに、今後構築される「地域エネルギープラットフォーム」の中核として、新たなプロジェクトを組成していきます。

3 経営改善及び連携・活用に関する指標

(2) 経営健全化に向けた事業計画

項目名	指標	現状値	目標値					単位
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
収益性の確保	経常損益	—	—	—	159,834	214,582	千円	
	市場調達比率	—	—	—	10	10	%	
	営業利益比率	—	—	—	6.6	7.6	%	
	有利子負債比率	—	—	—	163.6	79.7	%	

<行動計画>

- ・ 営業収益の確保に向けて、適正な価格で電力調達・供給を行うとともに、市場価格の変動リスクを最大限抑制するため、電力調達における市場からの調達比率を極力抑える計画とします。

3 経営改善及び連携・活用に関する指標

(3) 業務・組織に関する計画

項目名	指標	現状値	目標値					単位
		令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
効率的・効果的な会社 運営に向けた連携	運営会議の開催回数	—	—	—	12	12	回	
内部統制・コンプライア ンスの徹底	情報漏洩事故件数	—	—	—	0	0	件	

＜行動計画＞

- ・市と主要な出資企業が参画する運営会議を定期的を開催することにより、事業運営に関する事項の検討や事業進捗の確認など、相互連携を強化して取組を推進していきます。
- ・事業運営における契約情報や顧客情報等の管理を徹底することにより、内部統制及びコンプライアンスの確立を図ります。

4 財務見通し

収支及び財産の状況(単位:千円)【税抜】		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
損益計算書	営業収益(売上高)	—	2,471,777	2,880,258
	営業費用(売上原価)	—	2,209,290	2,563,023
	営業費用(販売費及び一般管理費)	52,292	99,408	99,408
	うち減価償却費	350	350	350
	営業損益	△ 52,292	163,079	217,827
	営業外収益	—	—	—
	営業外費用	—	3,245	3,245
	経常損益	△ 52,292	159,834	214,582
	税引前当期純利益	△ 52,292	159,834	214,582
税引後当期純利益	△ 52,292	86,741	141,488	

<令和6年度の営業収益、営業費用の主な内訳> 【税抜】

●営業収益

- ・市公共施設への電力小売 (約15.9億円) ⇒【公共施設への供給量(見込)】 約 53.8 GWh (201施設)
- ・民間への電力取次 (約 7.0億円) ⇒【民間への取次量(見込)】 約 57.2 GWh
- ・再エネ賦課金 (約 1.8億円)

夜間や休日など、公共施設へ供給する電力以外の余剰分については、廃棄物発電を市域内で有効活用するため、出資企業である事業パートナーのネットワークを介して、「取次」スキームにより市域の民間需要家へ供給します。

●売上原価

- ・廃棄物発電の調達 (約13.6億円) ⇒【廃棄物発電の調達量(見込)】 約 111 GWh
- ・市場調達等の需給調整 (約 1.1億円)
- ・託送料金 (約 2.9億円)
- ・その他 (容量拠出金、再エネ納付金等) (約 4.5億円)

●販売費及び一般管理費

- ・会社運営管理費 (約 0.8億円)
(顧客管理・会計、広報、事務所賃料等)
- ・人件費 (約 0.2億円)

4 財務見通し

収支及び財産の状況(単位:千円)【税抜】		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
貸借対照表	総資産	100,000	930,389	1,071,541
	流動資産(売掛金、現金・預貯金等)	94,750	925,489	1,066,991
	固定資産	5,250	4,900	4,550
	総負債	52,292	795,940	795,604
	流動負債(買掛金、短期借入金等)	52,292	795,940	795,604
	固定負債(長期借入金等)	—	—	—
	純資産	47,708	134,449	275,937
	資本金	100,000	100,000	100,000
	剰余金等	△ 52,292	34,449	175,937
主たる勘定科目の状況(単位:千円)【税抜】		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
営業収益	売上高(営業収益と同額)	—	2,471,777	2,880,258
総資産	現金・預金等	94,750	545,643	630,545
総負債	有利子負債(借入金等)	52,292	220,000	220,000
財務に関する指標		令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		181.2%	116.3%	134.1%
有利子負債比率(有利子負債/純資産)		109.6%	163.6%	79.7%
経常収支比率(経常収益/経常費用)		—	106.9%	108.0%
純資産比率(純資産/総資産)		47.7%	14.5%	25.8%

令和6年度の川崎未来エナジー株式会社との契約予定内容

(公共施設への電力供給及び廃棄物発電の電力売却)

(1) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 契約予定内容

①公共施設への電力供給

件名 ^{注1)}	調達見込数量 (kWh)	契約予定額 ^{注2)} (円)【税込】	契約予定額 ^{注2)} (円)【税抜】
殿町小学校で使用する再生可能エネルギー100%電力の供給に関する契約ほか 計201契約	53,814,035 (201契約の合計)	1,744,127,556 (201契約の合計)	1,585,570,596 (201契約の合計)

注1)実際に公表される件名とは異なります

注2)契約予定額は、契約ごとに端数処理して合計しているため、税抜の契約予定額に消費税相当額を合算した金額と税込の契約予定額は合致しません。

②廃棄物発電の電力売却

件名	売却見込数量 (kWh)	契約予定額 (円)【税込】	契約予定額 (円)【税抜】
廃棄物発電施設(浮島処理センター・橘処理センター・王禅寺処理センター)で発生する余剰電力の売却に関する契約	111,400,700	1,492,729,383	1,357,026,712

(3) 契約方法

特命随意契約

5 川崎市行財政改革推進委員会からの主な意見

(1) 構成委員

(五十音順 敬称略)

- 出石 稔 (関東学院大学法学部長・法学部教授)
 伊藤 正次 (東京都立大学法学部／東京都立大学院法学政治学研究科 教授)
 内海 麻利 (駒澤大学法学部 教授)
 藏田 幸三 (一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事)
 黒石 匡昭 (PAパートナーズ株式会社代表取締役 公認会計士)

(2) 開催日

令和5年12月27日

(3) 主な意見とそれに対する市の考え方

No.	主な意見	市の考え方
1	当面、廃棄物発電で事業を進めつつ、太陽光発電等の電源開発を行う方針は理解できたが、毎年度の収益に記載されているだけなので、同社の方針として明文化してはどうか。	・会社設立の目的である市域への再エネ普及拡大という観点から、「電源開発やエネルギーマネジメントの取組」を「経営改善及び連携・活用に関する方針」の「法人の概要」に追記しました。
2	市主導の地域エネルギー3セク会社構想は大賛成だが、中身が問題。本質的な面で、もう少し明示的に本気を示さないのか？「三方よし」「インフラ価格を安価を維持する」等	
3	川崎未来エナジー株式会社の特色はどのようなものであるのか。また、他都市の地域エネルギー会社の状況はどうか。	・川崎未来エナジー株式会社は、市の廃棄物発電のほか、相対契約による電源確保を行うことで、市場高騰リスクを極力抑制することとしております。 ・他都市の既存地域新電力では、市場からの電力調達依存度が高く、市場高騰により事業収支に影響を受けやすい新電力もございます。

5 川崎市行財政改革推進委員会からの主な意見

(3) 主な意見とそれに対する市の考え方

No.	主な意見	市の考え方
4	民間企業や家庭への電力供給は、どのように実施していくのか。	・川崎未来エナジー株式会社として、新規顧客開拓を行うほか、事業パートナーのノウハウも活用して、市内の民間企業や家庭の電力供給を行っていきます。
5	「市域への再エネ電力供給量」を掲げているが、これは発電している量であり、不十分な指標であると考えられる。むしろ、その発電・供給をきっかけとして、誘発される市内のPPA(太陽光)などの新規導入量であったり、プラットフォームを通じて生み出された、本会社以外の事業者・団体・市民が発電した発電量などを指標とすべきではないか。	・新規の電源開発やプラットフォームを通じて生み出される発電については、ご指摘の通り重要な要素ですが、今回の策定期間内である、令和6・7年度では想定されていないため、今回の策定では指標として掲げないものの、将来的な指標項目として検討してきたいと考えております。
6	プロジェクト組成の案件数を指標としているが、出資会社の関係会社などの内向きのプロジェクトでは意義が乏しいと考えられる。指標として、出資会社と無関係の会社が「主導」するもしくは「提案」するプロジェクト数とすべきではないか？	・川崎未来エナジー株式会社と直接関係の無い会社・団体とのプロジェクトを想定していますので、ご意見を踏まえ、「(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧」の「2 プロジェクト組成数」の「指標の考え方」に追記しました。
7	独立採算の事業であり、より多くの収益を効率的にあげていくことが、活動・成果として評価されるべき事業と考えられる。そのため、事業収益の配当や売上、利益など、プラスの数字を評価基準として設定すべきである。(他の出資法人についても、独立採算の事業については同様の基準を本来は適用すべきであると考えられる)	・「経常損益」や「営業利益比率(=営業利益/売上高)」の評価指標を設けており、「売上高」も指標の一部として評価していきます。
8	「効率的・効果的な会社運営に向けた連携」の指標として、事業運営に関する会議の開催回数が掲げられているが、意味のある指標といえるのか、疑問である。	・運営会議は、市と会社だけでなく、事業パートナーも参画する、取締役会の意思決定に必要な検討を行う会議体として株主間で合意して設置したものであり、プロジェクト組成などの事業進捗の情報共有や社内検討事項の確認など、効率的・効果的な会社運営に向けて相互連携するもので、その効果を客観的に一定把握できる指標と考え、設定したものです。なお、最終的な意思決定は、市側から選出された取締役も参画する取締役会で行うものです。
9	市との運営会議の開催回数を指標としているが、不十分な指標であると考えられる。再度内容を検討していただきたい。	

5 川崎市行財政改革推進委員会からの主な意見

(3) 主な意見とそれに対する市の考え方

No.	主な意見	市の考え方
10	支出の中に、業務委託費が入っていると考えられるが、その業務委託の発注方法、事業者の選定方法はどのようになるのか？出資企業が随意契約で委託するような不透明なことはないということでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・事業パートナーは電力の需給管理をはじめとする会社の事業運営の主体を担うことや会社から業務委託を行うことを要件として公募しており、学識経験者等で構成される「川崎市民間活用推進委員会」において適切に選定しております。 ・令和4年3月に策定した「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」においても、事業開始当初は、事業パートナーへの業務委託を行って事業運営を行うこととしており、既存の自治体新電力の多くでは、同様の手法で運営されています。 ・会社と事業パートナー間で業務委託を締結する場合には、委託内容や金額について事前に市も参画する運営会議等で精査した上で取締役会で意思決定することとしております。また今後、将来的な業務の内製化に向けた取組を推進していくこととしております。
11	川崎市のエネルギーの地産地消は重要であると思います。一方、このエネルギー会社が担える業務・事業のボリュームが、最初に掲げられている目的と乖離が大きすぎるのではないかと感じます。発電量と川崎市全体のエネルギー消費量(総量)との関係(比率)はどのようになっているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体の電力消費量から見れば、川崎未来エナジー株式会社が取り扱う電力量は非常に小さいものとなりますが、同社が先導的な取組を推進していくことで、地域エネルギープラットフォームの形成が促進され、様々なつながりが創出されるなど、市域の再エネ普及拡大に向け、非常に大きな波及効果があるものと考えております。
12	市の地球温暖化対策推進基本計画では2030年に2013年度比で50%のCO2削減が掲げられています。この目標に対し、同社はどの程度貢献できるのか。同様に2030年度までに33万kW以上の再エネ発電を目指すとするところ、同社の発電事業でどの程度賄えるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年度の市域の温室効果ガス排出量(2,383万トン)からすると、2030年度における、川崎未来エナジー株式会社が寄与する温室効果ガス排出削減効果は、20万トン程度で限定的であります。同社が先導的な取組を推進していくことで、地域エネルギープラットフォームの形成が促進され、様々なつながりが創出されるなど、市域の再エネ普及拡大に向け、非常に大きな波及効果があるものと考えております。 ・電源開発につきましても、目標(33万kW以上)からすると、限定的な数値となりますが、温室効果ガス排出削減と同様に、同社が果たす役割により、市域の電源開発の促進に寄与することが期待されます。

5 川崎市行財政改革推進委員会からの主な意見

(3) 主な意見とそれに対する市の考え方

No.	主な意見	市の考え方
13	<p>・全体収支スキーム面：公共施設向けの電力需要家としての市の買取価格が、PointIになると考えられる。この買取価格をどう見込んでいるのか？(市場価格より安価での調達とするのか、政策的意義を込めて市場価格より高い価格での購入も良しとするのか？)</p> <p>・収入計画面：市内需要家の巻き込みについて、保守的すぎないか？もうすこし本気度を示した数字にすべきではないか？</p>	<p>・市の歳入・歳出と会社の事業収支の3つの観点を踏まえた、適正な価格を設定することが重要であるとともに、大手電力会社のメニューなども参考にしつつ、市域へ再生可能エネルギーを普及させるという会社のミッションを踏まえ、市場動向に左右されにくい電気料金体系とすることが重要であると考えております。</p> <p>・短期的には川崎未来エナジー株式会社の持続可能な経営に向けた取組を重視し、収支計画を策定しておりますが、今後、市域内に再エネを普及拡大させることが大変重要であると考えておりますので、市内需要家をより多く巻き込めるような取組を推進していきたいと考えております。</p>
14	<p>PPAやVPPなど、同社の事業として重要な取組みと思われませんが、市出資法人として市民に分かるように専門的な表記については、用語の解説を加えてはどうか。</p>	<p>・PPAやVPPなどの用語につきましては、市民の方にわかりやすく伝わるよう、配慮してまいります。</p>
15	<p>出資会社以外の「競合・対立する会社」が地域エネルギープラットフォームに入ってくる必然性があると考えられる理由はなにか？ライバル他社のエネルギー協議のプラットフォームにのって、情報を開示したり、連携・協力する必然性がどこにあると考えるのか？</p>	<p>・地域エネルギープラットフォームでは、相対もしくは複合体による民間事業者同士の取引や市民団体等との協働による取組を想定しており、川崎未来エナジー株式会社が中核となる場面もあれば、同社が参加しないプロジェクトもあると考えており、プラットフォームの中で個別プロジェクトが複数組成されていくことを想定しています。</p> <p>・今後の脱炭素化の取組においては、個別プロジェクトごとに必要な対応を調整していくことになると考えております。そのため、地域エネルギープラットフォームに参画するからといって、全ての情報が開示・共有されることは想定していません。</p>
16	<p>「市側の取締役が就任して、本市における環境エネルギー施策にも連動する戦略の策定・管理や需要家の開拓などの営業を担う。」の赤字部分について、行政が指名する取締役が市職員などであった場合、十分にその役割を担うことができないリスクが考えられるが、どのように考えているか？市側取締役が営業開拓できるのか？</p>	<p>・会社の運営は取締役会で決定し、事業を展開してまいります。</p> <p>・「需要家の開拓などの営業」は金融機関パートナーとも連携し、金融機関の既存顧客や顧客ネットワークを活用した新規顧客開拓も行ってまいります。</p>

5 川崎市行財政改革推進委員会からの主な意見

(3) 主な意見とそれに対する市の考え方

No.	主な意見	市の考え方
17	<p>「事業パートナー」とはなにか？事業内容はどのようなものか？また、事業パートナーの選定方法・手続きはいかなるものであるか？利益誘導・利益相反にならないように、どのような仕組みを考えているか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎未来エナジー株式会社が調達する電力のうち、事業開始当初において市公共施設などへ供給する電力以外の余剰電力分については、事業パートナーを介して、市内需要家に供給します。 ・事業パートナーは公募により選定された事業者で、今回、川崎未来株式会社へ出資する企業です。 ・利益相反取引等への対応については、その重要性を認識しており、事前に弁護士にも確認しております。事業パートナーの社内におきましても、川崎未来エナジー株式会社の内部情報を取り扱う人物の限定や情報遮断を行って対応を図ることを株主間で合意しております。また、その実施状況については会社側でも確認していくこととしており、市も会社からその状況について報告を受けてまいります。
18	<p>市出資以外の49%の出資者について、どのように公募・選定し、応募が何社あり、外部有識者の評価において、「適正」と評価された根拠・評価点・評価理由等を明らかにしていただきたい。公募の条件や提案内容、選定理由等を確認したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の公募・選定に関しましては、学識経験者等で構成される「川崎市民間活用推進委員会 地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会」において、公募要件や資格審査、提案審査(提出された提案書及びプレゼンテーションに基づく評価)を行っていただき、選定いただきました。 ・事業パートナーにつきましては、募集要項において、会社の事業運営に必要な業務(受給管理・調整、経理、顧客管理・対応、総務・広報・会計等)を担うこととしており、1グループ(構成:6社)の応募があり、提案審査におきまして、企業ノウハウが活かされた提案などが評価され、評価点は156.8点(満点:200点、選定要件:120点以上)でございました。 ・金融機関パートナーにつきましては、会社の事業運営に積極的に参画することを要件として、4者の応募があり、金融機関が有する地域ネットワークの活用や新たな金融商品の開発検討等が評価され、評価点は66.67点、61.67点、61.33点、50.33点(満点:80点、選定要件:48点以上)でございました。 ・公募要件において、事業パートナー側にて34~39%、金融機関パートナー側にて10~15%出資していただくこととしておりました。

5 川崎市行財政改革推進委員会からの主な意見

(3) 主な意見とそれに対する市の考え方

No.	主な意見	市の考え方
19	<p>「株主配当については、事業開始から一定の期間は行わないことを想定し、一定期間経過後の配当については、今後検討及び協議の上決定するものとする。」について、透明性を確保する仕組みが必要と考えられる。バランスを考慮して、総合的に判断することは妨げないが、その基礎となる経営状況、収支状況、売上・利益および支出状況について、客観的なデータ・数値が開示されることが、必要と考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎未来エナジー株式会社は市域への再エネ普及拡大のために設立したものであり、会社の事業で得た利益は市域の再エネ普及に資する投資を行っていくことを目指しております。 ・株主配当については、有利子負債の解消や、小売電気事業の拡大、電源開発やエネルギーマネジメントの事業展開に伴う事業運営に必要な資金の確保など、安定した経営基盤が構築されるまでは、行わないとしておりますが、今後、事業計画で検討をまいります。 ・また、事業進捗や収支状況などについて、「財務諸表」や「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づき、客観的なデータ等を開示するなど、透明性を確保する仕組みを構築してまいります。
20	<p>出資者の選定方法やその配当のあり方、一定期間を経過して配当を行っている事例、モニタリングの仕組み、その評価結果などについて、他の地域の事例を調査しているか？調査しているとすればその情報を、調査していなければ調査した上で、計画の根拠として示すべき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政令市や中核市が出資する、いくつかの他の自治体新電力へ確認しています。 ・近年設立された自治体新電力の出資者の選定方法は、公募が多いところですが、事業者が設立した会社に自治体が追加出資した事例も見受けられます。 ・既存の自治体新電力において、配当を行った事例は確認できておりません。 ・一部の自治体においては、本市と同様、自治体が出資する主要出資法人の年次ごとの取組について、評価・公表を行っております。

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」

(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

法人(団体名)	川崎未来エナジー株式会社	所管課	環境局総務部
---------	--------------	-----	--------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

- 1 法人の事業概要
市域の再生可能エネルギー(以下「再エネ」といいます。)等利用拡大のため、(1)再エネ電力供給(2)電源開発(3)エネルギーマネジメントの3つの主な事業のほか、環境教育・環境意識の醸成やその普及促進等に取り組んでいきます。
- 2 法人の設立目的
令和5(2023)年度の橋処理センター完成に伴い、市の廃棄物発電量が大幅に増加することを契機とし、市域での再エネの利用拡大や地産地消をより一層推進します。
- 3 法人のミッション
市域の温室効果ガス排出削減に資するため、再エネ電力を調達し、供給することや、今後、電源開発やエネルギーマネジメントなどの事業を展開することで、市域への再エネ普及や地産地消を推進するとともに、電力・エネルギーを取り巻く環境に柔軟に対応するため、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を果たします。

本市施策における法人の役割

令和4(2022)年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」(以下「温対基本計画」といいます。)において、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市域全体の温室効果ガス排出量を2030年度までに、2013年度比で50%削減する等の目標を設定しています。脱炭素社会の実現には、温室効果ガスを排出しない再エネの利用拡大を図ることが不可欠であり、市が保有する処理センターで発電される廃棄物発電は、市域で活用できる貴重な再エネ電源であることから、令和6(2024)年度からの橋処理センターの本格稼働に伴い、市域での再エネの普及拡大や地産地消をより一層推進するものです。

		政策	施策
法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる	施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進
	関連する市の分野別計画	川崎市地球温暖化対策推進基本計画 市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画	

現状と課題

- 1 現状
 - ・廃棄物発電は、現在、一般競争入札により小売電気事業者へ売却しており、廃棄物発電の電力としての価値や環境価値の大半が市外に流出しています。
 - ・脱炭素化に向けては、市域の再エネを最大限活用する必要がありますが、市域の電力需要の全てを域内だけで賅うことができないことから、市の廃棄物発電を含め域内外の再エネを調達し、市域へ供給する仕組みが必要です。
 - ・電力会社として、安定した電力需給が持続可能な事業運営へ大きく寄与することから、昨今の電力市場価格の動向等を鑑み、市場価格の変動リスクに対応するため、市場からの電力調達を極力少なくすることが重要となります。
 - ・上記のような背景を踏まえ、令和4(2022)年3月に策定した「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」(以下「廃棄物発電有効活用計画」といいます。)に基づき、学識経験者等で構成される選定部会において選定された、民間事業者と共同して会社を設立し、令和6(2024)年4月の事業開始に向けて取組を進めています。
- 2 課題
 - ・温対基本計画で掲げる再エネの利用拡大を実現するため、地域エネルギー会社を活用して地域エネルギープラットフォームを構築し、域内外における再エネポテンシャルの活用や市域の多様な主体と連携した再エネの利用促進のほか、電源開発やエネルギーマネジメントの積極的活用に向けた取組を推進していく必要があります。
 - ・持続可能な事業運営に向け、事業リスクへの対応を図りながら、安定した売上や利益を確保するとともに、会社の収益を経営基盤に影響を及ぼさない範囲内において、温対基本計画等の趣旨を踏まえ、市域の脱炭素化や地域のレジリエンス強化等に資する取組に活用するため、適正な価格で電力調達・供給を行う必要があります。

取組の方向性

- 1 経営改善項目
電力市場や制度の動向を注視しながら、持続可能な事業運営に向け、市場からの電力調達を極力少なくするなど、事業リスクへの対応を図りながら、適正な価格で電力調達・供給を行います。
また、健全性・透明性を重視した経営体制とするとともに、市などと連携して効率的な事業運営を目指します。
- 2 連携・活用項目
2050年の脱炭素社会の実現に向けて、温対基本計画や廃棄物発電有効活用計画に基づき、市域の温室効果ガス排出量の大幅削減に寄与するため、電力小売事業のほか、今後の電源開発やエネルギーマネジメント等の事業展開に向けた準備を進めるとともに、地域エネルギープラットフォームの中心的な役割を果たすことで、市域への再エネ電力の普及拡大や地産地消のより一層の推進に取り組めます。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

・事業開始当初は、小売電気事業を中核とする安定した収益の確保を図ることで、市場価格の変動リスクに左右されにくい、持続可能な経営の確立を目指します。
 ・多様な主体が参画できる「地域エネルギープラットフォーム」が今後、構築されていく中で、その中心的な役割を果たし、市域の再エネ電力の普及拡大や地産地消のより一層の推進に取り組みます。

本市施策推進に向けた事業計画

取組No.	事業名	指標	現状値	目標値					単位
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	地域エネルギー事業	市域への再エネ電力供給量	—	—	—	115	127	GWh	
		プロジェクト組成数	—	—	—	1	2	件	

経営健全化に向けた事業計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	収益性の確保	経常損益	—	—	—	159,834	214,582	千円	
		市場調達比率	—	—	—	10	10	%	
		営業利益比率	—	—	—	6.6	7.6	%	
		有利子負債比率	—	—	—	163.6	79.7	%	

業務・組織に関する計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	効率的・効果的な会社運営に向けた連携	運営会議の開催回数	—	—	—	12	12	回	
②	内部統制・コンプライアンスの徹底	情報漏洩事故件数	—	—	—	0	0	件	

法人(団体名)	川崎未来エナジー株式会社	所管課	環境局総務部
---------	--------------	-----	--------

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名		地域エネルギー事業						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物発電は、現在、一般競争入札により小売電気事業者へ売却しており、廃棄物発電の電力としての価値や環境価値の大半が市外に流出しています。 ・脱炭素化に向けては、市域の再エネを最大限活用する必要がありますが、市域の電力需要の全てを域内だけで賄うことができないことから、市の廃棄物発電を含め市域内外の再エネを調達し、市域へ供給する仕組みが必要です。 ・また、今後構築される「地域エネルギープラットフォーム」の中心的な役割を当社が果たすことが期待される中、取組を推進することが重要となります。 						
行動計画		安定した事業運営に向け、公共施設を中心としつつ、民間施設への供給も順次推進するなど、電力調達に見合った電力供給先の確保に努めるとともに、今後構築される「地域エネルギープラットフォーム」の中核として、新たなプロジェクトを組成していきます。						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	市域への再エネ電力供給量	—	—	—	115	127	GWh
	説明	市域への再エネ普及拡大の活動成果を示すもの						
	2	プロジェクト組成数	—	—	—	1	2	件
	説明	市域の脱炭素化に向けて、新たに組成するプロジェクト数						
	3	事業別の行政サービスコスト	—	—	—	—	—	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)						

3. 経営健全化に向けた事業計画①

項目名		収益性の確保						
現状		<p>・電力市場や制度の動向により、事業収支に影響が出る可能性があるため、持続可能な事業運営に向け、事業リスクへの対応を図りながら、適正な価格で電力調達・供給を行う必要があります。</p> <p>・経営健全化のためには、安定した電力需給が持続可能な事業運営へ大きく寄与することから、昨今の電力市場価格の動向等を鑑み、市場価格の変動リスクに対応するため、市場からの電力調達を極力少なくすることが重要となります。</p>						
行動計画		営業収益の確保に向けて、適正な価格で電力調達・供給を行うとともに、市場価格の変動リスクを最大限抑制するため、電力調達における市場からの調達比率を極力抑える計画とします。						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	経常損益	—	—	—	159,834	214,582	千円
	説明	(営業損益)+(営業外収益)-(営業外費用)						
	2	市場調達比率	—	—	—	10	10	%
	説明	(市場調達量)/(電力調達総量)						
3	営業利益比率	—	—	—	6.6	7.6	%	
説明	(営業利益)/(売上高)							
4	有利子負債比率	—	—	—	163.6	79.7	%	
説明	(有利子負債)/(純資産)							

4. 業務・組織に関する計画①

項目名		効率的・効果的な会社運営に向けた連携						
現状		効率的・効果的な会社運営に向け、事業運営に関する事項の検討や事業進捗の確認など、相互連携を強化して取組を推進していく必要があります。						
行動計画		市と主要な出資企業が参画する運営会議を定期的で開催することにより、事業運営に関する事項の検討や事業進捗の確認など、相互連携を強化して取組を推進していきます。						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	運営会議の開催回数	—	—	—	12	12	回
	説明	事業運営に関する会議の開催回数						

4. 業務・組織に関する計画②

項目名		内部統制・コンプライアンスの徹底						
現状		社会状況等を踏まえ、事業運営における契約情報や顧客情報等の情報保護を徹底する必要があります。						
行動計画		事業運営における契約情報や顧客情報等の管理を徹底することにより、内部統制及びコンプライアンスの確立を図ります。						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	情報漏洩事故件数	—	—	—	0	0	件
	説明	事業運営における契約情報や顧客情報等の情報漏洩件数						

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和3 (2021)年度	令和7 (2025)年度		
地域エネルギー事業					
1	市域への再エネ電力供給量	—	127	GWh	事業開始当初は経営基盤の安定化を図るため、市の廃棄物発電を主電源として事業を行うことを想定しており、令和7(2025)年度における市域への再エネ電力供給量を127GWhとします。
	算出方法 市域への再エネ電力供給量				
2	プロジェクト組成数	—	2	件	市域へのより一層の再エネの普及拡大に寄与するため、当社が組成するプロジェクトを順次拡大していく必要があることから、令和7(2025)年度におけるプロジェクト組成数を2件とします。
	算出方法 市域の脱炭素化に向けて、新たに組成するプロジェクト数				
3	事業別の行政サービスコスト	—	—	千円	
	算出方法				

経営健全化に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和3 (2021)年度	令和7 (2025)年度		
収益性の確保					
1	経常損益	—	214,582	千円	電力市場や大手電力会社の価格等を踏まえ、持続可能な経営に向け、売上高に対する適切な経常利益を確保します。
	算出方法 (経常損益)=(営業損益)+(営業外収益)-(営業外費用)				
2	市場調達比率	—	10	%	市場価格の高騰によるリスク低減に向けて、市場価格と連動しない相対電源の調達を中心とした電源構成とするとともに、瞬発的に発生する電力不足において市場調達する場合でも、その調達量は10%以下とします。
	算出方法 (市場調達比率)=(市場調達量)/(電力調達総量)				
3	営業利益比率	—	7.6	%	電力市場や大手電力会社の価格等を踏まえ、持続可能な経営に向け、売上高に対し、適正な営業利益を確保します。
	算出方法 (営業利益比率)=(営業利益)/(売上高)				
4	有利子負債比率	—	79.7	%	電力市場や制度の動向を注視しながら、持続可能な事業運営のため、有利子負債比率を低減させていきます。
	算出方法 (有利子負債比率)=(有利子負債)/(純資産)				

業務・組織に関する計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和3 (2021)年度	令和7 (2025)年度		
効率的・効果的な会社運営に向けた連携					
1	運営会議の開催回数	—	12	回	運営会議を月1回、年間12回、定期的に開催し、相互連携を図るため必要とする会議の開催数を設定します。
	算出方法 事業運営に関する会議の開催回数				
内部統制・コンプライアンスの徹底					
1	情報漏洩事故件数	—	0	件	事業運営において、契約情報や顧客情報等の情報が漏洩することがないように、情報漏洩事故件数を0件と設定します。
	算出方法 事業運営における契約情報や顧客情報等の情報漏洩件数				

5. 財務見直し

		現状	決算値	決算値	見込み	見込み	見込み
収支及び財産の状況(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
損益計算書	営業収益					2,471,777	2,880,258
	営業費用(売上原価)					2,209,290	2,563,023
	営業費用(販売費及び一般管理費)				52,292	99,408	99,408
	うち減価償却費				350	350	350
	営業損益				△ 52,292	163,079	217,827
	営業外収益						
	営業外費用					3,245	3,245
	経常損益				△ 52,292	159,834	214,582
	税引前当期純利益				△ 52,292	159,834	214,582
税引後当期純利益				△ 52,292	86,741	141,488	
貸借対照表	総資産				100,000	930,389	1,071,541
	流動資産				94,750	925,489	1,066,991
	固定資産				5,250	4,900	4,550
	総負債				52,292	795,940	795,604
	流動負債				52,292	795,940	795,604
	固定負債						
	純資産				47,708	134,449	275,937
	資本金				100,000	100,000	100,000
	剰余金等				△ 52,292	34,449	175,937
	主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
営業収益	売上高(営業収益と同額)					2,471,777	2,880,258
総資産	現金・預金等				94,750	545,643	630,545
総負債	有利子負債(借入金等)				52,292	220,000	220,000
本市の財政支出等(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
補助金							
負担金							
委託料							
指定管理料							
貸付金(年度末残高)							
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)							
出捐金(年度末状況)					51,000	51,000	51,000
(市出捐率)					51.0%	51.0%	51.0%
財務に関する指標		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
流動比率(流動資産/流動負債)					181.2%	116.3%	134.1%
有利子負債比率(有利子負債/純資産)					109.6%	163.6%	79.7%
経常収支比率(経常収益/経常費用)						106.9%	108.0%
純資産比率(純資産/総資産)					47.7%	14.5%	25.8%
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用							
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益							
法人コメント				本市コメント			
現状認識		今後の見直し			今後の見直しに対する認識		
現在、環境価値を含め、大半が市外へ流出している廃棄物発電の価値を域内で地産地消することや、域内へ再エネを普及拡大することなど、当社の設立目的を踏まえながら、収益の確保など、財務面でも適正な事業運営を行う必要があります。		持続可能な事業運営に向け、事業リスクへの対応を図りながら、適正な価格で電力調達・供給を行い、将来的な利益の地域還元や有利子負債の解消に向け、経常利益を確保していきます。 また、電力調達と供給のバランスに配慮して事業を進めながら、民間事業者のノウハウも活かして、再エネ電力の調達の将来的な確保に努め、域内への再エネ普及拡大や地産地消のより一層の推進に向けて、事業運営を行っていきます。			川崎未来エナジー株式会社には、脱炭素社会の実現を目指し、域内の温室効果ガス排出削減に資するため、再エネ電力を調達し、供給することで、域内への再エネ普及や地産地消のより一層の推進に向けて、行動計画に沿った取組の推進を期待します。 会社の事業運営の根幹となる収益の確保をはじめ、早期の電源開発やエネルギーマネジメント事業への着手や利益還元の実現を期待します。		

川崎未来エネルギー株式会社との協定概要

(1) 協定名称

川崎市と川崎未来エネルギー株式会社における政策連携と利益活用等に関する協定

(2) 協定締結日

令和6年1月12日

(3) 協定の主な内容

両者は、「再生可能エネルギーの地産地消及び市域の温室効果ガス排出量の削減」と「多様なステークホルダーが参加できる地域エネルギープラットフォームの構築」を目的に川崎未来エネルギー株式会社が設立されたことを踏まえ、川崎市地球温暖化推進基本計画及び市域における再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画に基づき、川崎未来エネルギー株式会社を地域脱炭素化の担い手として位置付け、取組を推進するとともに、同社が事業により得た利益については、経営に支障を生じさせない範囲において、市域の脱炭素化等に資する取組に活用する。

- ①廃棄物発電の需給及び公共施設の再生可能エネルギー等の電力受給に関すること
- ②民間施設への再生可能エネルギー等の電力供給や電源開発に関すること
- ③エネルギーマネジメントに関すること
- ④地域脱炭素化に向けた環境教育・普及促進に関すること
- ⑤その他事業の推進に必要なこと

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(1) 出資法人改革の経緯

本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

その一方で近年、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国からの通知（詳細は次頁参照）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、平成16（2004）年度に策定した「出資法人の経営改善指針」について、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改め、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくこととした。

【出資法人の統廃合等】

- ・ 出資率25%以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 21法人（R3（2021）年度） ※神奈川県住宅供給公社を除く

【財政的関与の見直し】

- ・ 出資率25%以上の法人への補助金 5,933百万（H14（2002）年度決算）⇒ 1,068百万（H29（2017）年度）⇒ 1,391百万（R2（2020）年度決算）

【派遣職員の引上げから再開】

- ・ 出資率25%以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 0人（H26（2014）年度）⇒ 2人（R3（2021）年度）

【市退職職員の再就職規制等の見直し】（令和元（2019）年度以降）

- ・ 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することを可能とする。
- ・ 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額 年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入を推進。

【経営目標の設定・評価・公表プロセスの見直し】

- ・ 平成29（2017）年度までの法人主体による「経営改善計画」の策定・評価・公表プロセスから、平成30（2018）年度以降、市が主体となった「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスに見直し。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(2) 出資法人を取り巻く状況（H26.8.5_総務省自治財政局_第三セクター等の経営健全化等に関する指針等の概況）

- ・総務省が平成21（2009）年度から取り組んできた第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は当初の予定どおり平成25(2013)年度末で終了。
- ・平成26（2014）年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
- ・人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活用が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、効率化・経営健全化と地域の元気創造の両立を図ることも重要。

■留意点1 経営状況等の把握、評価

- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況、財政的リスク等について、適切に把握した上で、継続的に評価を行うことが必要
- ・第三セクター等の経営状況等について把握、評価を行った結果、経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要

■留意点3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- ・第三セクター等は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰する。
- ・役職員の選任について、人材を広く求め、民間の経営ノウハウ等の知見を有する者が積極的に登用されるよう努める。
- ・役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要

■留意点2 議会への説明と住民への情報公開

- ・地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類等を報告・公表することに加え、その経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

■留意点4 公的支援（財政支援）の考え方

- ・第三セクター等の経営は自助努力により行われるべきであるが、その収入を持って充てることが適当でない又は能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費について、公的支援を行う。
- ・公的支援を行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性を有する損失補償は行うべきではない。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(3) 方針策定の趣旨

■「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、次のとおり方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

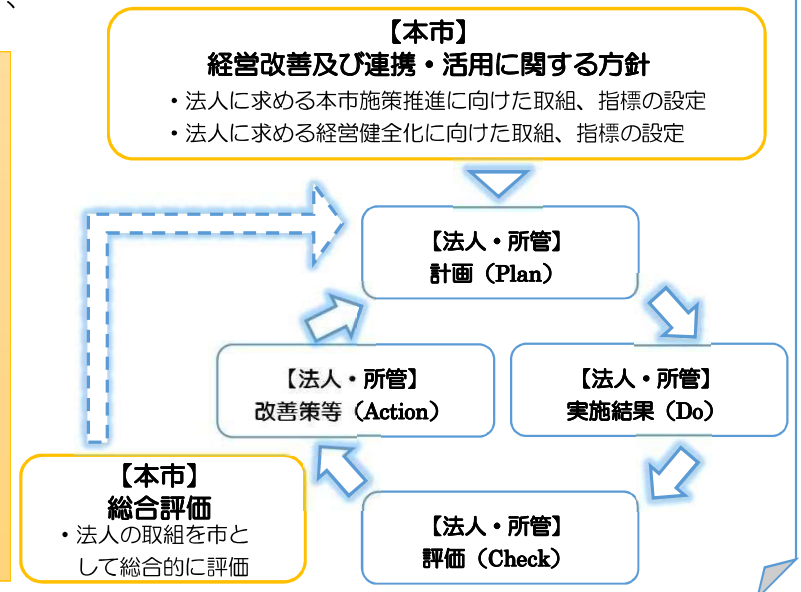
- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組む。
- ・各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図る。

■「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、上記指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- ・本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下方針）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- ・その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- ・毎年度、方針に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を本市及び各法人が点検・評価（Check）するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

【PDCAサイクル】



次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(参考資料) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健所環境保健課	(公財)川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18		建設緑政局	緑政部みどりの管理課
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(2) 現行の取組評価から見えてきた課題

現行の方針について、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度と取組評価を行ってきた中で、次期方針策定に向けて、社会状況の変化や本市施策の進展、記載内容の妥当性等、次のとおり課題となる事項が想定される場所である。

■課題1 現行の方針策定時からの本市施策における法人の役割の変遷

- ・ 現行の方針を策定した平成30（2018）年8月から、社会状況の変化や本市施策の進展がある中、各法人に求められる役割についても変遷がないか確認が必要である。
- ・ 特に、令和2（2020）年3月に策定した民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく一層の民間活用の推進や関連施策における市と出資法人の役割分担の見直し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた法人事業のあり方の見直し等の検討が必要である。

■課題2 各取組事業・項目の次期方針策定における妥当性

- ・ 「本市施策推進に向けた取組事業」については、法人が行う事業（次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業を含む）を網羅しているか、各事業の規模が独立して目標管理するのに相応しいものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ 「経営健全化に向けた取組項目」については、各法人の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等を踏まえた包括的な内容となっているか等の確認が必要である。
- ・ 「業務・組織に関する取組項目」については、コンプライアンスの遵守等目標管理に馴染まないものではなく、「経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、効率的・効果的な事業実施や運営体制の構築・強化など、各出資法人の取組として優先して行う内容となっているか等の確認が必要である。

■課題3 各取組事業等の指標及び目標値の次期方針策定における妥当性

- ・ 各取組事業等の指標については、現行の方針では、アウトカムとアウトプット指標があり、経営健全化指標についても率と額の指標に偏りがあるなど、当該事業等の結果や成果を評価するものとして、より目的に合致したものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ また、インプット指標である事業別の行政サービスコストについても、より実態に即した捉え方の検討が必要である。
- ・ 各指標の目標値の設定については、新型コロナウイルス感染症の影響も想定されるため、経年での現状把握を行い、各取組事業等の実施により、発現を目指す結果や成果について、合理性と実現性を考慮したものとなっているか等の確認が必要である。

■課題4 次期方針策定における将来の経営状況等の見通しの把握方法

- ・ 現行の方針策定時に作成した「資金計画表」と取組評価時に作成する「法人情報シート」の財務状況の関連性を整理（後掲・参考資料1参照）するとともに、その財務指標等から「経営健全化に向けた取組項目」を設定する仕組みとする必要がある。

■課題5 次期方針の取組期間中における目標変更の取扱いの明確化

- ・ 次期方針の取組期間中に、想定外の社会状況の変化や本市施策の進展があった場合、実施する指定管理事業の管理者や実施内容に大幅な変更があった場合等で各取組事業等の適切な方向付けが困難な場合には、目標変更を要することを明確化する必要がある。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(3) 上記課題を踏まえた対応の方針

平成30（2018）年度～令和2（2020）年度の取組評価等を通じて、（2）のとおり見えてきた課題について、次のとおり方針を整理し、次期方針策定において、対応していくものとする。

■方針1 川崎市総合計画 第3期実施計画等の策定と連動した本市施策における法人の役割の確認

- ・本市施策における法人の役割の確認にあたっては、法人の設立目的やミッション、存続意義等を踏まえつつ、市総合計画上の関連する政策・施策の方向性はもとより、関連する分野別計画の内容等も考慮した上で、行うものとする。
- ・法人自ら施策上の位置づけや経営面、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対する今後4年間の取組の方向性と具体的な取組・目標を明確化するものとする。

■方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関する優先的取組の反映

- ・本市施策推進に向けた取組事業の網羅性については、出資法人の現況との照合のほか、次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業等が包含されているか、確認を行うとともに、各事業の規模を踏まえた整理・統合も検討するものとする。
- ・経営健全化に向けた取組項目については、各法人の収益性・安全性・自立性を表す財務指標等を参考に、法人の種別や財務構造なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮の上、より包括的な内容となるようにする。
- ・業務・組織に関する取組項目については、「経営改善及び連携・活用に関する指針」等に基づき、昨今の社会情勢の変化等に応じた事業見直しや将来の法人運営のための人材育成等、各法人の取組として優先して行う項目を設定（後掲・参考資料2参照）する。

■方針3 各取組事業等の指標の合目的性及び目標値の合理性・実現性の確認

- ・各取組事業等の指標については、現行の指標の他に総量と差分といったような視点も加え想定しうる指標との比較検討を行い、より目的に合致したものとなるようにするとともに、経営健全化指標については、効率性と規模感を把握する観点から、率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストについては、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方とし、効果分析を行う（後掲・参考資料3参照）ものとする。
- ・各指標の目標値の合理性・実現性については、現行の方針の策定・取組期間（H29～R2）における実績把握の下、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、各取組事業等により、発現を目指す結果や成果について見込むものとする。

■方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

- ・各法人の直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等については、H28～R2の5か年の推移を確認するとともに、次期取組期間（R4～7）における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえ、将来見通しを算出するものとする。

■方針5 次期取組期間中における目標変更の可能性の確認

- ・次期取組期間中における目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定予定や実施する指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定し、各取組事業等の適切な方向付けが困難となる場合には、目標変更を要することをあらかじめ明示する。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料1) 各法人の経営状況等の確認と将来見通しの捉え方〔課題4 関係〕

① 従前の資金計画表が意図していたこと (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・ 前回方針策定時に作成した資金計画表は、期間中、各法人において、いつ・いくらのお金が入金になるか、また、どのような内容の支出が、いつ・いくら必要となるかを表にしたもの。
- ・ 資金計画表は、法人の活動を「経常収支」、「投資収支」、「財務収支」の3つに区分して表示。
- ・ 「経常収支」には、収入として事業収入や補助金収入等、支出として事業費、管理費等を計上。また、資金収支が発生しない減価償却費等は控除。
- ・ 「投資収支」には、固定資産の取得や売却に係る収支、定期預金の預入や満期に伴う収支等を計上。
- ・ 「財務収支」には、借入の実行や返済による収支、利息の支払による支出等を計上。

② 取組評価時の財務状況の記載項目との相違

- ・ 上記資金計画表が各年度の資金収支に着目していたのに対し、評価時の財務状況は実際の決算数値を用い、その収益状況、資産債務の状況、市の財政支出、財務指標、法人及び市の評価を総合的に表示したものであり、比較が困難であった。

③ 方針と評価で連動した経営状況把握手法の確立

- ・ 方針策定から取組評価まで連動した経営状況の把握手法とするため、旧「資金計画表」を改め、評価時の財務状況の記載項目を基本に、事業収益や人件費、特定資産、有利子負債等をその他主たる勘定科目として特記する様式とする。

資金計画表						取組評価時の財務状況の記載項目							
[平成30年度～令和3年度]						●法人情報							
法人名						(1)財務状況							
(単位:千円)						取支及び財産の状況(単位:千円)							
決算						平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
項目						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
経常収支	収入	事業収入											
		営業債権増加											
		補助金収入											
		委託費収入											
		寄付金収入											
		雑収入											
		その他収入											
		...											
		経常収入合計			0	0	0	0	0	0	0		
		支出	事業費										
	管理費												
	減価償却費(Δ)												
	貸倒引当金繰入(Δ)												
	退職給付引当金繰入(Δ)												
	営業債務増加高(Δ)												
法人税等支払													
...													
経常支出合計			0	0	0	0	0	0	0				
経常収支			0	0	0	0	0	0	0				
投資収支	固定資産取得支出												
	固定資産売却収入												
	...												
投資収支			0	0	0	0	0	0	0				
財務収支	借入れによる収入												
	借入金償還による支出												
	利息/配当金の支払												
	財務収支		0	0	0	0	0	0	0				
現金預金増加高			0	0	0	0	0	0	0				
期首現金預金													
期末現金預金			0	0	0	0	0	0	0				

●法人情報				
(1)財務状況				
取支及び財産の状況(単位:千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正味財産増減の部				
一般正味財産増減の部				
経常収益				
経常費用				
当期経常増減額				
前期一般正味財産増減額				
(指定正味財産増減の部)				
当期指定正味財産増減額				
正味財産期末残高				
総資産				
流動資産				
固定資産				
総負債				
流動負債				
固定負債				
正味財産				
一般正味財産				
指定正味財産				
エラーチェック				
本市の財政支出等(単位:千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金				
委託料				
指定管理料				
貸付金(年度末残高)				
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
出捐金(年度末状況)				
(市出捐率)				
財務に関する指標	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
流動比率(流動資産/流動負債)				
正味財産比率(正味財産/総資産)				
正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)				
総資産回転率(経常収益/総資産)				
収益に占める市の財政支出割合((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)				
法人コメント				
現状認識	今後の取組の方向性		本市が今後法人に期待することなど	

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料2) 業務・組織に関する取組項目への優先的取組の反映イメージ〔方針2関係〕

① 旧経営改善計画での「業務・組織に関する取組」の位置づけ (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- 旧経営改善計画では、業務・組織に関する取組について、業績目標や「財務の改善」を実行するために、主に業務の見直しの観点と組織・人員の観点から、抜本的な経営改善につながる施策を検討することとしてきた。
- 具体的には、業務の能率向上、組織体制の見直し、人事給与制度及び研修制度の見直し、適正な業務運営、透明性の高い法人運営などの項目設定と、その指標についても、人事給与制度の改革、人件費比率の低減、正規職員・市派遣職員の削減、事業評価制度の導入、業務・組織の最適化などを参考に計画を策定することとした。

② 「経営改善及び連携・活用に関する指針」上の業務・組織に関する取組

- 指針上、出資法人が取り組む課題として「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組のほか、効率的・効果的な事業実施、運営体制等の構築・強化、本市に準じた取組の推進、情報公開の推進、監査の実施など(右表大項目)が挙げられている。
- そのうち、本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組に当たらないもの、(数値による)毎年度の目標管理に適したものを選択すると右表小項目のとおりとなる。

指針上の取組(大項目)	業務・組織に関する取組(小項目)
効率的・効果的な事業実施	事業の抜本的な見直し、業務プロセスの可視化等
運営体制等の構築・強化	簡素・効率的な運営体制、役職員の選任・採用、役員の報酬、職員の人事・給与制度、職員の人材育成
本市に準じた取組の推進	契約、広報
情報公開の推進	情報開示、インターネットの活用
監査の実施	監査体制の強化、外部監査の実施

③ 上記業務・組織に関する取組の体系からの項目及び指標設定イメージ

- 次期方針策定においては、旧経営改善計画から「業務」「組織」の観点を踏襲しつつ、指針に掲げられている取組(小項目)を基本に分類分けを行った右表の取組項目及び指標例にならって、各法人において優先的に取り組むべき事項を選定する方法が考えられる。

	取組項目	指標例
業務	事業見直し・業務改善	事業の縮小・廃止、業務フローの作成等
	情報公開	規定資料の開示率、インターネットの活用率等
	運営体制	役職員数、プロパー比率、民間出身者比率等
組織	役員報酬・職員給与体系	業績評価導入状況、勤務形態の弾力化等
	人材育成	役職員の研修参加率、資格取得率等
	監査体制	外部監査の実績数・反映実績等

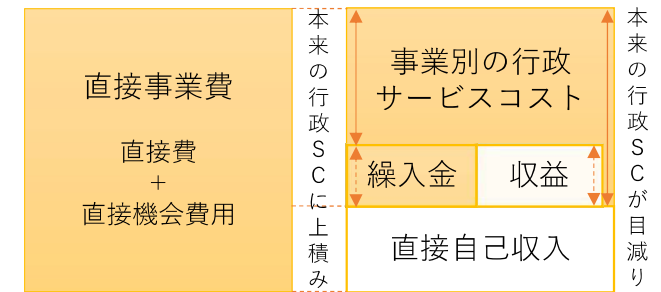
次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料3) 本市施策推進に向けた取組事業における事業別の行政サービスコストの捉え方〔方針3関係〕

① 現行の事業別の行政サービスコストの考え方 (H24.3_経営改善計画の手引(評価編)より)

- ・事業別の行政サービスコストとは、実施している事業単位に着目して算出するもので、各事業の成果に対してどの程度のコストが発生しているかを明らかにするもの。直接事業費から直接自己収入を控除した差額を事業別の行政サービスコストという。
- ・直接事業費は「各事業に直接的に関連づけられるコスト」をいう。財団法人の事業費と管理費・機会費用のうち事業に直接的に関連づけられるもの、株式会社の売上原価・販管費・機会費用等のうち直接的に関連づけられるものが該当。
- ・機会費用とは「団体が市から有利な取扱い(市有財産の減免等)を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」をいう。
- ・直接自己収入は「事業に直接的に関連づけられる自己収入」をいう。この自己収入とは「出資法人が市以外の者から得た収入」のことで、各事業で受益者負担の原則に基づき得た収入や国・県からの補助金収入などが該当。自己収入に該当しないものとしては川崎市からの補助金、受託収入、指定管理料収入、特定預金取崩収入、繰入金収入などが当たる。



② 事業別の行政サービスコストの算定上の課題

- ・事業別の行政サービスコスト = 直接事業費 - 直接自己収入 (前期繰越額や特定資産からの繰入金等は含まれず、逆に収益となるような自己収入は含まれる) であるため、本来の本市の財政支出以上又は以下の値となり、正確に支出額を表せないことがあった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入」「機会費用」等の考え方が分かりづらいという課題があった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられないコストや自己収入」である間接費や間接自己収入が見えづらい仕組みとなっていた。

③ 新たな事業別の行政サービスコストの捉え方

- ・これまでどおり「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入、繰入金等」を捉えながらも、本市からの補助金、受託収入、指定管理料などの財政支出も直接的に捉えることとする。それによって、本市の財政支出の単純な増減だけでなく、直接事業費に占める本市の財政支出の割合など、本項の主旨である費用対効果や本市への依存度等をよりの確に把握できるようになる。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコスト」には、実際に費用が生じていない機会費用は計算上積み上げないものの、そのあり方は別途適切に加味するものとする。
- ・間接費や間接自己収入の評価については、経営状況の将来見通しと確認を行う中で、一層の効率化や確保を図っていくものとする。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

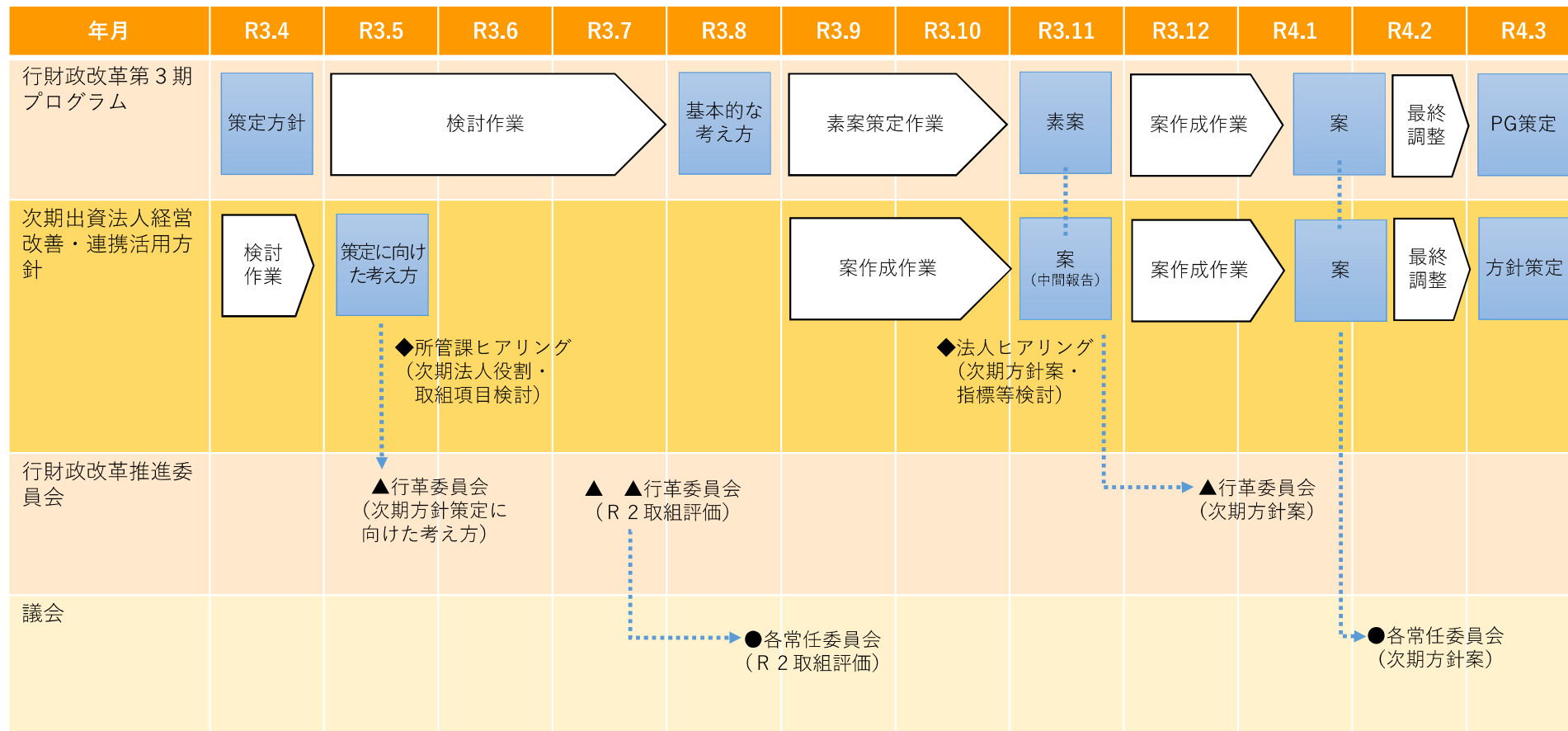
(参考資料4) 川崎市行財政改革推進委員会の審議結果 (方針策定にいただいた主な意見とその対応状況)

開催回数・年月日	主な意見要旨	対応状況
<p>第1回委員会 (2021.5.13)</p>	<p>①指標の確認における総量と差分といった視点について ②法人の業務内容による目標設定等における新型コロナウイルス感染症の影響の類型化について ③経営状況の見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響をどのように適切に補正するかについて ④法人のビジョンと経営状況の見通しをつなげて構想する必要性について ⑤各出資法人の存続意義を定期的に見直す必要性について ⑥目標変更の基準の明確化、透明化の必要について</p>	<p>①方針策定の考え方の対応方針に、指標の検討の視点として総量と差分の考え方を追加 ②目標値の設定について、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復等を事業ごとに整理することを明確化 ③経営状況の見通しについては、直近5か年の推移の確認と次期取組期間における財務的な動きを踏まえる中で、新型コロナウイルス感染症の影響も適切に補正するよう所管局と共有 ④経営健全化に向けた取組項目については、各法人の経営状況の見通しを考慮の上、策定することを想定 ⑤法人の役割の確認にあたっては、その存続意義も踏まえて行うことを明示 ⑥目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定や指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定</p>
<p>第2回委員会 (2021.12.24)</p>	<p>①行政サービスコストや機会費用の考え方への理解について ②各法人の役割の確認における時代の変化への考え方が整理されているかについて (土地開発公社、文化財団等) ③新型コロナウイルス感染症への現状認識と取組の方向性の記載について (国際交流協会等) ④現状値を下回る目標値の設定理由について (国際交流協会等) ⑤産業振興財団の財団全体の収益の目標値の設定根拠について ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名について ⑦公園緑地協会の収益事業の今後の方向性について ⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方の判定時期について ⑨目標変更の可能性の明示と運用について</p>	<p>①本市財政支出を直接的に捉えながらも、直接事業費に占める割合や直接自己収入の獲得、機会費用も別途適切に加味していく必要を改めて周知 ②法人の役割の確認にあたっては、社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き行っていくことを再確認 ③新型コロナウイルス感染症に対する現状認識と取組の方向性の記載が不足している法人については、その内容を追加 ④⑤各事業計画の行動計画に理由の概略と指標一覧の目標値の考え方に理由の詳細を明示 ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名を修正 ⑦⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方、収益事業の今後の方向性については、次期取組期間中に考え方を整理する旨を明示 ⑨目標変更については、可能性があるものを予め明示するが、予見しえない場合についても、公平・公正に運用がされるよう留意</p>

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

3 方針の策定スケジュール

次期方針の策定スケジュールについては、以下のとおり行財政改革第3期プログラムの策定と連動したものとする。



川崎市と川崎未来エネルギー株式会社における政策連携と利益活用等に関する協定

川崎市（以下「甲」という。）と川崎未来エネルギー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（政策への合意）

第1条 甲及び乙は、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）に示される基本理念「『将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくり』と『環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり』に挑戦」を進めること、また、基本計画に示される2050年の目指すべきゴールと、2030年度の達成目標に向けた取組を進めることについて、将来世代が安心して暮らせる環境を引き継ぐために必要な政策であることに合意する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、甲が目指す基本計画に示す脱炭素社会実現のために「再生可能エネルギーの地産地消及び市域の温室効果ガス排出量の削減」と「多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームの構築」を目的に乙が設立されたことを踏まえ、基本計画及び「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」（以下「有効活用計画」という。）に基づき、乙を地域脱炭素化の「地域における担い手」として位置づけ、乙を中核とした多様な主体が参画する地域エネルギープラットフォームを連携して構築し、取組を推進することについて合意する。

2 甲及び乙は、前項に基づき、次に掲げる事項について、相互に連携を行う。

- （1）廃棄物発電の需給及び公共施設の再生可能エネルギー等の電力受給に関すること
- （2）民間施設への再生可能エネルギー等の電力供給や電源開発に関すること
- （3）エネルギーマネジメントに関すること
- （4）地域脱炭素化に向けた環境教育・普及促進に関すること
- （5）その他事業の推進に必要なこと

（廃棄物発電施設に係る電力需給）

第3条 甲は、政策目的達成のため、甲が策定した有効活用計画等の環境施策における地域エネルギー会社の重要性を踏まえて、乙との間で、自らが所有する廃棄物発電施設に係る電力需給契約を締結するものとする。ただし、諸条件は甲乙で毎年度協議するものとする。

2 乙は、甲から供給された電力を川崎市内で活用するものとする。

（公共施設に係る電力受給）

第4条 甲は、政策目的達成のため、甲が策定した有効活用計画等の環境施策における地域エネルギー会社の重要性を踏まえて、乙との間で、自らが所有する公共施設に係る電力受給契約を締結するものとする。ただし、対象施設及び諸条件は甲乙で毎年度協議するものとする。

(利益の活用)

第5条 乙の事業により得た利益については、乙の経営に支障を生じさせない範囲において、甲乙協議により、第2条第2項に定める事項のほか、市域の脱炭素化等に資する取組に活用する。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

(協定の変更)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うことができるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議して定めるものとする。

令和6年1月12日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙 川崎市幸区下平間347番地1
川崎未来エナジー株式会社
代表取締役 竹 廣 尚之